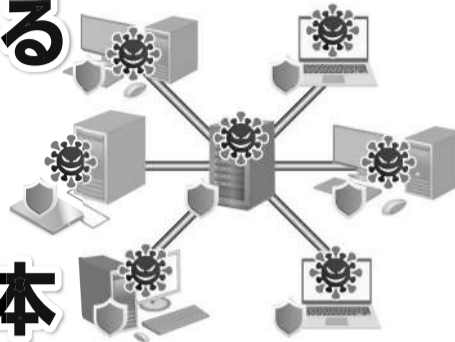


## 会計事務所が今すぐできる サイバー攻撃の復旧策 バックアップは 「オフラインで保存」が基本



情報通信ネットワークへの「ランサムウェアによる被害」が後を絶たない。企業だけでなく、顧問先情報を大量に持っている会計事務所も恰好のターゲットとなり得る。本紙が独自に調査した被害事例では、「サイバー攻撃によって最終的に事務所が立ち行かなくなると覚悟した」という例も現実になっている。そうした状況を防ぐためにも、セキュリティ対策に多くの手間やコストを掛けることはできない事務所でも取り組める方法について紹介する。

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が発表した「情報セキュリティ10大脅威2024」をみると、昨年に引き続き、ネットワーク関連の脅威トップは「ランサムウェアによる被害」。士業界においては昨年、社労士向けの業務用クラウドシステムがランサムウェアに攻撃され、大きなトラブルが発生した件が記憶に新しい。ユーザーへの正常なサービスが提供できなくなるだけでなく、調査や復旧、再発防止などにかかる甚大な費用を考えると、決して他人事では済まされない。

ランサムウェアとは、感染するとパソコン等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価(金銭や暗号資産)を要求する不正プログラムだ。本紙の調査によると会計事務所もその例外ではなく、ランサムウェアに感染した事例が報告されている。

ランサムウェア被害にあった事務所では、VPN<sup>(※1)</sup>で在宅ワーク環境を整えていたが、パソコンを起動したら

ローカル上のファイル、NAS<sup>(※2)</sup>に保管していたPDF・エクセルなどの顧客情報、会計ソフトのデータを保管しているサーバーなど同一ネットワーク上にあるテキストファイル以外のすべてのファイルが暗号化され、開くことができなくなった。その際、サイバー攻撃を仕掛けるハッカー集団は、身代金要求のメッセージを残してあり、そのテキストファイルは感染の対象外としてあったという。

同事務所では、外付けHDDやクラウドにも自動的にバックアップを取るように設定していたが、同一ネットワーク上にあったため、結果的に感染してしまい、バックアップデータから業務を再開することはできなかったとしている。

データ復旧会社へ対応を依頼したが、1週間経過しても暗号化を解除することはできなかった。幸い決算が終了したタイミングで、バックアップデータをUSBメモリにコピーしていたおかげで業務を再開することはできたが、最大12か月分の会計データを改

めて入力し直すという大変な作業を強いられることになった。この作業のために、職員、パート、在宅ワーカー総出でデータ復旧にあたったという。

会計事務所では、マイナンバー制度導入で、より厳格な個人番号関係のデータ管理が求められるほか、テレワーク導入が進めば、さらに多くのリスクが潜むことにもなる。大事な顧客の会計データをすべて消失してしまう危険性も潜んでいる。

多くの会計事務所では、ウイルス感染を防ぐためのセキュリティソフトの導入や、データ消失を防ぐために自動的にバックアップを取る仕組みを構築しているが、最新のウイルスやランサムウェアに対抗するのは非常に難しい。警察庁のHPにも被害防止対策がいくつか記載されており、その中に「バックアップやログはなるべくこまめに取得し、ネットワークから切り離してオフラインで保存してください。」とある。このように、ウイルスやランサムウェアに感染しても業務を再開できるように、オフラインバックアップを

### INDEX

メリット多い「所得補償共済」	2面
日本ICS「税理士360構想」とは	3面
産学連携で税務相談AI開発へ	4面
外国人材は宝の山、どう活用?	5面
事務所の新収益「FPビジネス」	6面
古田士満氏に春の叙勲	7面
税理士も注目「不動産オークション」	8面

準備しておくことが重要だ。

こうした観点から、(株)Solutions 11(東京・中央区)では、オフラインバックアップRDXを販売している。同社は会計事務所向けにさくらボックスやAI読取りサービスSPRAIなど会計事務所の業務効率化の提案を行っており、「今回のようなランサムウェア対策においてもオフラインバックアップは重要だ」という。RDXはカートリッジがバックアップ終了後に自動的にイジェクト(取り出す)されるので、事務所内の金庫に保管でき、ネットワークから切り離されたオフラインの場所で保管することが可能となる。

電子化により作業効率上がる一方で、電子化されたすべてのデータが消えてしまったら会計事務所閉鎖の危機ともなる。改めてバックアップの仕組みについて検討する必要がある。

※1 インターネット上に仮想の専用線を設定し、特定の人のみが利用できる専用ネットワーク。

※2 ネットワークでつながっているパソコン、スマートフォン、タブレットなど、複数のデバイスでデータを共有できる記憶装置。

## 税理士法改正

### 税務相談停止命令制度がスタート ニセ税理士排除の一方で懸念される当局の調査攻勢

税理士でない者が反復して税務相談を行う、いわゆるニセ税理士行為の排除を目的とした「税務相談停止命令制度」(以下、命令制度)が4月からスタートした。

この命令制度は、令和5年度税制改正において「税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設等」として措置されたもの。

創設の背景について財務省は、「コンサルタントを名乗り、SNSやインターネットでセミナーを開き、脱税や不正還付の方法を指南して手数料を取るなどの事例が散見される。納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼす相談活動を防止するための措置が必要」と説明しており、どのような場合に命令制度が発動されるかについては「納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるとき」としている。

具体的に何をするかというと、「税務相談の停止その他その停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる」としている。

また、命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、税務相談を行った者からその内容を報告させるほか、質問検査権を国税庁長官・税務署に与え、その者に対していわば「税務調査的」な調べができる。命令違反には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金。質問検査の拒否や虚偽答弁においては30万円以下の罰金を科すなど、厳しい罰則が用意されている。

税理士の中からも、これで税理士の独占業務が厳しく守られるとの声も少なくないが、これまでも、脱税及び不正給付の指南者は法人税法違反などで捕まっている。取り締まりを制度化して、ニセ税理士行為を厳しく取り締まっていこうとの狙いは理解できるが、行き過ぎた取り

締まりにならないように監視したい。

財務省は、令和5年3月17日の第211回国会における財務金融委員会において、日本共産党の小池晃参院議員になぜ命令制度を設けるのかについて質問され、通常の課税調査と異なり、現在はこの調査忌避等に対して罰則が科されるような調査の根拠規定がないため、応じる必要がないとしてこの対象者が対応を拒否するといったことが少なからず発生していると発言。それゆえ、税理士等でない者による脱税相談等により納税義務の適正な実現に重大な影響が及ぶ事態を防止するために、より機動的な行政上の対応をする枠組みを作ったとしている。

また、「税務相談の範囲」については、当時の財務省の住澤整主税局長は、納税者同士で一般的な知識を学び合うといった、現在の税理士業務である税務相談に該当しないような取組を対象とするものではない。例えば、単に一般的な税法の解説などにとどまる場合には、税務

相談には該当しないものと考えられると発言している。

一方で、納税者の財務状況や取引等の実態に基づく課税標準や税額等の計算といった納税申告等に関わる事項について助言を行うような場合や、「業」として行う場合は、税理士法上の税務相談に該当し、税理士法違反となる場合がある。具体的に、「税務相談が税理士業務に当たるかどうかは個別に判断する」と説明している。

法制化された命令制度は、これから国税庁の重大な取り組みの一つになるだろう。7月の国税の新事業年度から取り締まり等が本格化するものと推察されるが、併せて「税」に関して、国税当局の力がこれまで以上に強くなる。前述した通り、ニセ税理士行為の取り締まりは必要なことだが、それをキッカケに当局が必要以上に強引な調査をしないとは言いきれない。税務相談を行っている個人や団体について、国税当局の判断によって恣意的な調査がされることも否定できないからだ。

そうした状況を生ませないためにも、第三者機関による国税当局の監視も必要ではないか、という声もある。